

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
中西委員が所用のため少し遅れるとのことであるので、御了承願う。
本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 2月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

武石委員長 まず、2月定例会の日程及び運営についてである。最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(小谷総務部長、説明)

※今後改正を予定している条例議案5件については、現時点で根拠となる政省令が出されていないが、うち4件については、いずれも平成27年4月1日施行のため、今後出される政省令をもって、平成27年2月県議会に追加提出あるいは同議会後の専決処分を予定。残り1件については、平成27年5月29日施行のため、今後出される政省令をもって、平成27年2月県議会に追加提出あるいは統一地方選後の県議会への提出、もしくは同議会後の専決処分を予定。

武石委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

武石委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。2月定例会の日程については、12月24日の議運で予定案としての協議をしている。

会期については、案のとおり2月23日月曜日開会、3月19日木曜日閉会ということで、会期は25日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質問者(会派)の発言順序

武石委員長 次に、質問者の発言順序についてであるが、申し合わせによると、自由民主党5名、日本共産党1名、公明党1名、県政会1名、県民クラブ1名、南風(みなみかぜ)1名、みどりの会1名の計11名ということなので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

1日目3月2日月曜日は、自由民主党、日本共産党、公明党

2日目3月3日火曜日は、県政会、県民クラブ、南風(みなみかぜ)

3日目3月4日水曜日は、みどりの会、自由民主党、自由民主党

4日目3月5日木曜日は、自由民主党、自由民主党

の順序になろうかと存ずるが、これに御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(4) 発言者の制限時間等

武石委員長 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、各会派の最初の1人については50分以内、2人目からは40分以内とし、発言回数は3回以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(5) 発言者の届け出

武石委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。県民に広報するため本会議における発言者の届け出について、資料2の様式により本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

(6) 発言通告書の提出期限

武石委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。申し合わせでは、質問第1日の前日の正午となっているが、その日は日曜日となっているので、2月27日金曜日の正午ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問要旨については、議運の申し合わせで、「発言者の良識により具体的に記載すること」となっているので、できるだけ答弁しやすいよう具体的に記載願う。

(7) 請願書の受理期限

武石委員長 次に、請願書の受理期限については、申し合わせでは、委員会付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、3月3日火曜日の本会議終了後1時間以内とすることで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(8) 閉会中の常任委員会委員長報告

武石委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申し出はなかったので御報告する。

2. 予算委員会について

(1) 設置運営にかかる具体的日程等

ア 委員の選任依頼

武石委員長

次に、予算委員会についてである。初めに、4ページの資料4、委員の選任依頼についてである。2月定例会に設置する予算委員会の委員の各会派への割り当ては、予算委員会実施要領で、自由民主党12名、日本共産党3名、公明党2名、県政会2名、県民クラブ1名の計20名となっている。各会派の委員を早急に互選の上、資料4の別記様式により18日水曜日の正午までに事務局へ提出されるよう御協力願う。

なお、委員会の構成の報告については、質問初日の諸般の報告の中で行いたいと存するので、御了承願う。

(了 承)

イ 組織の委員会

武石委員長

組織の委員会については、開会日2月23日に、本会議場にて行いたいと存するので、御了承願う。

(了 承)

(2) 発言時間等

武石委員長

次に、予算委員会の発言時間については、実施要領では、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの2月定例会での持ち時間は、自由民主党355分、日本共産党90分、公明党60分、県政会60分、県民クラブ35分の計600分となっているので御了承願う。

(了 承)

武石委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば申し出願う。

(な し)

武石委員長

申し出がないので、原則どおりの運営とする。

(3) 発言通告書等の提出期限**ア 発言者及び発言所要時間の提出期限**

武石委員長

次に、発言通告書等の提出期限についてである。

初めに、5ページの資料5、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。

実施要領により、本会議質問初日の前日の正午となっているが、その日は日曜日となっているので、2月27日金曜日の正午ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

イ 発言通告書の提出期限

武石委員長

次に、6ページの資料6、発言通告書の提出期限についてである。実施要領により、本会議質問最終日の前日の正午となっているので、3月4日水曜日の正午という

ことで御了承願う。

(了 承)

3. 議員報酬の減額について

武石委員長

次に、7ページの資料7、議員報酬の減額についてである。

このことについては、各会派において協議の結果、平成27年4月の任期が満了するまでの期間についても、特例減額措置を引き続き実施することが決定されている。

これを受けて、議員報酬を減額する条例議案の正副委員長案を作成しているので、事務局に説明させる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長

御意見があればどうぞ。

(な し)

武石委員長

それでは、正副委員長案のとおり「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例」を議運の委員の連名で議案として閉会日の本会議に提出することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

なお、議事手続については、閉会日の議運で改めてお諮りすることとする。

(了 承)

4. 政務活動費マニュアルの改正について

武石委員長

次に、11ページの資料8、政務活動費マニュアルの改正についてである。

このことについては、これまでの議運での政務活動費の運用改善に係る協議の結果、平成27年4月から政務活動費マニュアルを改正することが、決定されている。

改正案の内容について、事務局に説明させる。

(川村総務課長、説明)

・宿泊料の上限額については、公務出張の上限額と同じとする。ただしやむを得ない事情がある場合を除く。(例を挙げて説明。)

・宿泊料については、基本的に食事代を除いた素泊まりとする。

武石委員長

御意見があればどうぞ。

西森(雅)委員

マニュアルは各議員に配られるのか。

川村総務課長

決定されたら、各議員にお配りする。また、会派の担当にも説明する。

武石委員長 | それでは、政務活動費マニュアルについては、案のとおり改正することとし、その施行日については、平成27年4月1日とすることにしたいと存するが御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。

5. 議会予算について

武石委員長 | 次に、13ページの資料9、議会予算についてである。このことについて、事務局に説明させる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長 | 何か、質問はないか。

(なし)

6. 東日本大震災四周年に伴う常任委員会での黙とうについて

武石委員長 | 次に、16ページの資料10、東日本大震災四周年に伴う常任委員会での黙とうについてである。このことについては、政府において追悼式を執り行うことが閣議決定され、あわせて全国民が一定時刻に一斉に黙とうするよう勧奨するとされている。

については、3月11日に開催される各常任委員会において、昨年と同様に、東日本大震災で被災された方々を追悼するための黙とうを捧げてはと存するが、御意見があればどうぞ。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、それぞれの常任委員会において、黙とうを実施することとし、発災時刻である14時46分からの1分間は、各委員会室において、委員長の発声により黙とうを行うということで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。
なお、議長から報告があるとのことである。

浜田議長 | 御報告させていただく。昨年に引き続き、政府主催の東日本大震災四周年追悼式典の案内が議長宛てに来ている。ちょうど3月11日は定例会の常任委員会の日程に当たっているが、高知県が南海トラフ地震対策に取り組んでいること、また、9県で連携して取り組んでいる9県議会議長会の幹事県を高知県が務めていることから、追悼式に出席したいと考えている。また、追悼式典の後に全国都道府県議長会の役員会が開催されるので、こちらにも出席しようと考えている。よろしく願います。

武石委員長 | 議長から報告があったが、昨年に引き続き、政府主催の追悼式典に出席するという
ことで、御了承願う。

(了 承)

7. その他

(1) 知事表彰

武石委員長 次に、その他である。まず、知事表彰についてである。知事から議員の県政功労者に対する表彰を、この定例会中に行いたいとの申し出があった。この件について、総務部長から説明願う。

(小谷総務部長、説明)

武石委員長 このことについては、お聞きのとおり、開会日の本会議散会后、引き続き議場で行うことで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
なお、祝辞は、慣例では議長が行っているが、議長は受賞者御本人であるので、桑名副議長にお願いすることで、また、謝辞は、在職28年で表彰を受けられる溝渕健夫議員にお願いしたいので、御了承願う。

(了 承)

(2) 記念撮影

武石委員長 次に、記念撮影についてである。全議員による記念撮影を開会日の知事表彰終了後、引き続いて議事堂玄関前で行いたいので、御了承願う。

なお、当日雨天のため記念撮影が行えない場合は、質問最終日の3月5日(木)の昼休みに振り替えるので御了承願う。

また、予算委員会の組織の委員会はこの記念撮影の後、本会議場で行うので、委員の皆様への周知をよろしく願う。

それでは、ここで開会日の散会後の行事について事務局に整理して説明をさせる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長 記念撮影が終わるのは何時ぐらいか。

川村総務課長 予定では、12時少し前。本会議が11時半ぐらい、それから15分か20分ぐらいで知事表彰。その後記念撮影というふうに考えている。おおよその目安では。

武石委員長 予算委員会は12時過ぎぐらいから。

川村総務課長 そうですね。

武石委員長 この順序で、行事が行われるので御了承願う。

(了 承)

(3) 「おはようこうち」の放送予定

武石委員長 次に、「おはようこうち」の放送予定についてである。このことについて、事務局に説明させる。

(楠瀬議事課長、説明)

- ・改選期である平成27年度に限り、執行部の政策広報番組の広報枠に議会広報の時間(約7分)を確保。
- ・6月定例会閉会後から9月定例会前の方に放送予定。

武石委員長 何か、質問はないか。

(な し)

武石委員長 それでは、以上、御了承願う。

(了 承)

(4) その他

武石委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

武石委員長 それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の3月5日木曜日午前9時から開催する。協議事項は、議案の付託等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。